

Ⅱ 適用額明細書の記載(入力)要領等

1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一の二の記載内容のうち、青の網かけ部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P15以降の「Ⅲ適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

<記載例>

別表一の二次葉…中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

別表十六(七)……中小連結法人の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

【別表一の二の記載内容】

令和 2 年 2 月 28 日 ① 麹町税務署長殿		3500 円未満 法人税 3500 円	⑦ 00123456 法人区分 ⑧ 100,000,000 円	⑨ 0456789 連結グループ ⑩ 0456789
② 東京都千代田区霞が関 3-1-1 電話 (03) 3581-4161	③ カシイ・イ・コ・イ・コ 株式会社 国税商事	④ 9999999999999999 法人番号	⑤ 平成・令和 31 年 01 月 01 日 平成・令和 01 年 12 月 31 日	⑥ 5000000000 連結所得金額又は連結欠損金額
⑦ 国税 太郎 東京都中央区築地 5-3-1	⑧ 5000000000 法人税額	⑨ 11028000 法人税額の特別控除額	⑩ 適用額明細書の提出をする場合には、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。	⑪ 適用額明細書の提出の有無

【別表一の二次葉の記載内容】

法人税額の計算 (1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)	50 8,000,000	(50)の15%、16%又は19%相当額	53 1,200,000
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{12}{12}$	51 000	(51)の22%相当額	54
その他の連結所得金額 (1)-(50)-(51)	52		

<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑩

「租税特別措置法の条項」欄: 「第68条の8第1項第1号」

「区分番号」欄: 「10369」 ⑪

「適用額」欄: 「50」欄の金額

【別表十六(七)の記載内容】

① 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書				事業年度又は連結事業年度	31・1・1 01・12・31	法人名	株式会社 国税商事	別表十六(七) 平三十一・四・一
御注意 この表は、資産の取得に御使用 これに当期の月	資産	種類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品		
	構成	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器			
	細目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器			
<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑬ 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の102の2第1項」 「区分番号」欄：「10274」 ⑭ 「適用額」欄：「8」欄の金額 → ⑮ 630,000 円								

【適用額明細書への転記後のイメージ】

様式第二

令和 2 年 2 月 28 日

① 麹町 税務署長殿

② 東京都千代田区霞が関 3-1-1
電話 (03) 3581-4161

③ 株式会社 国税商事

④ 9999999999999999

⑤ 平成 31 年 01 月 01 日
至 平成 01 年 12 月 31 日

⑥ 5000000000

FB4061

連結事業年度分の適用額明細書
(当初提出分・再提出分)

⑦ 00123456

⑧ 1000000000

⑨ 0456789

⑩ 68条の8第1項第1号

⑪ 10369

⑫ 80000000

⑬ 68条の102の2第1項第1号

⑭ 10274

⑮ 630000

この用紙はとじこまないでください

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみに
OCR入力用(この用紙は機械で読み取ります。折らないでください)

(参考) 区分番号「10579」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成31年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に記載してください。

<記載例>

租税特別措置法の条項
平成31年旧措置法 第68条の9第3項第号

○ 「適用額明細書」の記載に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
 - (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
 - (3) 「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄は、別表一の二の「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」欄に印字された番号を記載してください。
- (参考) 別表等の送付を希望しない法人で「連結グループ整理番号」及び「連結親法人整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1) 『申告のお知らせイメージ』」))をご参照ください。

「申告のお知らせ」イメージ

The image shows a sample of a tax notice (申告のお知らせ) from the tax authority. It contains the following information:

- Header: [所管] 1 [業種目] 3500 [課税高] 100 [課税]
- Text: ※ 確定申告書の提出の際には、このお知らせも併せて提出してください。
- Text: 別表一の二の連結申告書
- Text: 東京都千代田区霞が関 3-1-1
- Text: 株式会社 国税商事
- Text: 代表取締役 国税 太郎 殿
- Text: 203-00001
- Text: 00123456 (highlighted with a red box)
- Text: 連結グループ整理番号 0456789 (highlighted with a red box)
- Text: 上記の番号は、連結法人(連結グループ)の識別番号です。税務署ではこの番号によって書類の整理を行っています。
- Text: << 申告のお知らせ >>
- Text: 連結親法人整理番号 (highlighted with a red box)
- Text: 趣旨 取組書記
- Text: 平成・令和 31 年 1 月 1 日
- Text: 平成・令和 1 年 12 月 31 日
- Text: 連結事業年度分及び課税事業年度分の連結確定申告について

- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。
- (参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一の二の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
 - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
 - ② 「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。
 - ③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する連結事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。